

福島原発のような汚染水への対策がとられていない大飯原発の審査は法規違反 国は使用停止等の処分を行え

報告・交流会——福井の現状や避難計画の問題を議論



次回法廷は3月18日14時

12月12日（金）14時30分から、大飯3・4号の国相手の行政訴訟が大阪地裁202号大法廷で行われました。原告・支援者約60人が法廷を傍聴しました。関電社員も4、5人来ていました。原告は「準備書面（8）」と書証（12月10日付）を、被告・国は「被告第7準備書面」（12月12日付）を提出しました。

法廷では、準備書面（8）について原告側の大橋弁護士から口頭で説明を行いました。

福島原発のような汚染水を防ぐ手だてなし！

再稼働審査の規制基準では汚染水の対策を次のように規定しています。「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損…に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」（設置許可基準規則55条）。

福島原発では溶融炉心の冷却のために汚染水が毎日生み出され、格納容器を貫いて破損部から外へ流出しています。PWRの大飯原発でも、同様に格納容器を貫いて汚染水が流出することを想定すべきです。基準規則ではこれら放射能の拡散をいかなる場合でも抑制する対策を求めているのです。

ところが、関電が審査会合で示した対策は気体状の放射能放出しか想定していません。想定は、原子炉格納容器上部の隙間から気体状の放射能が放出されるが放水砲を使って海水で落とし拡散を防ぐ、そこで出る汚染水を吸着剤とシルトフェンスで拡散しないようにするという対策のみです（右図）。直接出てくる液体状の汚染水対策は全く抜け落ちています。これは明らかに基準規則55条の要求を満たしていません。国は大飯原発の使用停止命令等を出すべきです。これが今回の準備書面の趣旨ということです。

法廷では裁判長より、前回の原告の主張では規制基準自体を否定していたが、今回の主張は基準としては認めるということで前回主張は撤回という

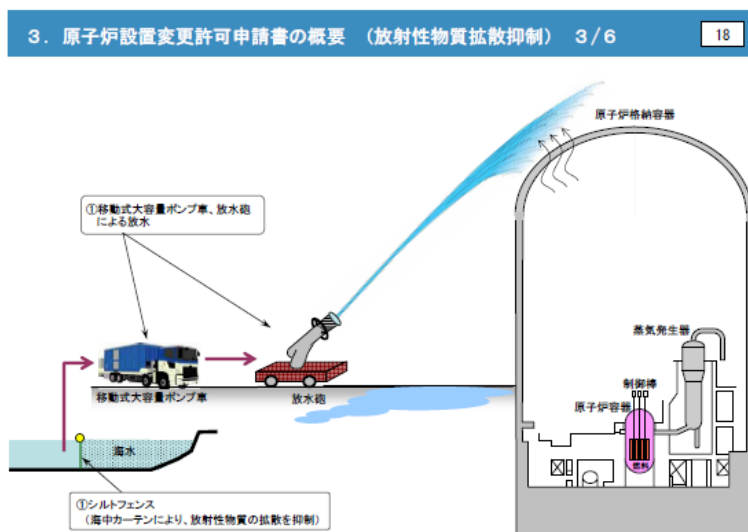


図. 原子力規制委員会 審査会合第2回（2013年7月23日）より
これは玄海原発の場合だが大飯3・4号もPWRなので基本的に同じ。

ことによろしいかと質問がありました。冠木弁護士は「それで結構です」と返答しました。義務づけ訴訟であるため、どのような形であっても放射能の拡散を防止すべきという法（基準規則）自体は認め、関電の対策が不十分であることを示して運転停止すべきという主張になるためです。準備書面（8）では、さらに国に対して求釈明を行い、福島原発事故で示されている深刻な汚染水問題に対して、国がどのような認識をもっているのかを問いただしています。

また冠木弁護士から、被告国に対して地震動の問題で、原告が指摘しているように「武村式」を用いれば地震の規模が4.7倍になる点について反論はするのかと問いただしました。国は、地震動評価の「断層モデル」の背景説明が必要なので、今回はその前段にある『断層』について主張する」と述べました。相変わらず時間稼ぎをしようという作戦のように感じられました。

次回法廷は、3月18日（水）14時からと決まりました。今回は法廷が一杯になるよう、たくさん詰めかけて傍聴をしましょう。

報告・交流会

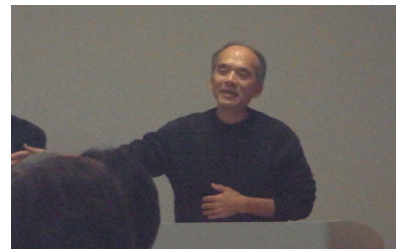
法廷後、大阪中央公会堂で報告集会を行いました。

今回の準備書面と法廷の内容について、武村弁護士、冠木弁護士より説明を受けました。

岐阜の原告からは、福井の原発が事故を起こしたときの放射能拡散シミュレーション（岐阜県作成）を他府県域も公開させ、その地図をチラシにして知らせている話がありました。

福井県の石地さんからは、県知事宛「原発の再稼働を認めないでください」の署名に取り組んでいることが紹介されました。避難計画がまだしっかりないことや福島原発事故で今でも約12万人が避難生活を強いられていること等を話すとなぜ署名はしてくれなくても、よくうなずかれる、こうした対話も大事にしながら署名集めに取り組んでいるということでした。12月20～23日には福井市で集中的に署名集めがあるので、来れる人は来てほしいと呼びかけがありました。

避難計画に関しては、兵庫県のすべての自治体41市町にアンケートを実施し、避難先となる避難所が自然災害の危険区域にある市町が24に上ること、避難所数では約1/3が危険区域にあること等が報告されました。また兵庫の市町への申し入れや、実際に避難所となる施設を確認に行き1人あたりの面積もトイレも電気も全く不十分であることが写真を交えて報告されました。アンケート結果を基に12月9日に小浜市へ申し入れた人から、小浜市の担当者が福井県に伝えること、避難元と避難先の県と市町の4者で協議する等の回答を得ることができたとの報告がありました。15日には宮津市、19日には高浜町にも申し入れが計画されていることが報告されました。避難所が危険区域に数多く存在し、自然災害で使えないようでは原発避難計画ができていとは言えません。再稼働をしないよう訴えていきましょう。



次回法廷

3月18日（水） 14時～
大阪地裁202号大法廷

2014年12月21日
おおい原発止めよう裁判の会 事務局